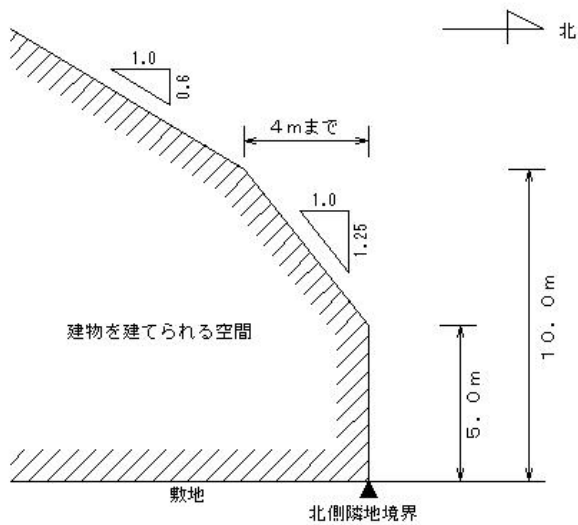
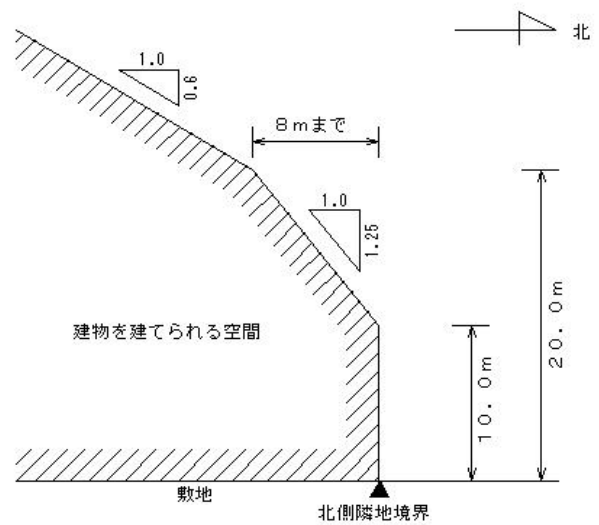


第 1 種高度地区



建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍に5mを加えたものの以下、かつ、当該水平距離から4mを減じたものの0.6倍に10mを加えたものの以下とします。

第 2 種高度地区



建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離1.25倍に10mを加えたものの以下、かつ、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に20mを加えたものの以下とします。